

平成29年1月定例教育委員会会議録

- 1 期 日 平成29年1月6日(金)
- 2 場 所 南別館3階委員会室
- 3 開始時間 午後1時30分
- 4 終了時間 午後3時10分
- 5 出席者
小西委員長、赤松委員長職務代理者、中原委員、濱田委員、黒木教育長
その他の出席者
児玉教育部長、杉元教育総務課長、児玉学校教育課長、朝倉生涯教育課長、山下文化財課長、
後藤美術館長、竹下教育総務課副課長、清水教育総務課主幹
- 6 会議録署名委員
赤松委員、中原委員
- 7 開会
○小西委員長
ただいまより、1月定例教育委員会を開催します。
- 8 会議録署名委員の指名
○小西委員長
本日の会議録の署名委員に、都城市教育委員会会議及び選挙等に関する規則第15条の規定により、赤松委員、中原委員をお願いします。
- 9 教育長報告
○小西委員長
それでは、教育長の報告をお願いいたします。
○教育長
今皆さんのお手元にある一枚資料だけご報告いたします。
1月4日現在の累計でございますが、前回から引き継ぎのことでございますので、取りたててありませんで、非行等問題行動については、小学校は11件と、中学校は21件、昨年度よりは若干減少しているという状況でございます。直近ではございませんが、問題に上がってくるようなことは今のところございません。1月に起きました家出等については、家庭的な問題があつて、まだ続いている可能性がありますけれども、大きな問題になっているわけではありません。
不登校傾向は小学校16、中学校97、合計113名ということで、増えておりまして、不登校は100名以下を目標にしたいと思つているところでございます。
いじめの認知件数は、いつも申しておりますように、何かあつたら全部上げるという形になっています。実際に行動で起きていることはそんなに多くはありませんが、そこにありますように、中学校9件、小学校174件で、学校が対応していただいているようでありまして、大きな問題になるようなことはありません。
四番目の交通事故でございますけれども、小学校18件、中学校17件、交通事故は多くなつておりまして、特に、自転車での事故が非常に多く、毎年終業式とか、学期ごとに指導するわけでございますけれども、そこにありますように冬休みに、1件もないということで頑張つ

いただいていたのですが、実はつい先日交通事故が1件発生しまして、男の子が走って車に衝突したということでございました。

不審者報告は、29ほどの情報がありまして、それも大きいものは、12月19日の未明にコンビニ強盗が発生しまして、各学校に情報提供されましたが、その後、大きな問題にはならなかったということです。

以上が1月4日までの報告でございます。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

○小西委員長

それでは、報告第101号、102号並びに議案第48号～52号を教育総務課長よりご説明お願いいたします。

○教育総務課長

それでは、報告のほうから先にご説明をいたします。

報告第101号をお開きください。専決処分した事務 教育委員会名義後援についてご報告いたします。

11月15日から12月15日に申請のありました18件の名義後援を承認いたしております。

続きまして、報告第102号 学校遊具の整備基準についてご説明いたします。

このたび学校遊具の整備についての基準を改めて、初めてなのですけれども、設けました。このことについてご説明いたします。

開けていただきまして、実際の整備基準が書かれております。さらに開けていただきまして1ページ目です。これは、小学校に設置してある遊具につきましてその整備基準を定めたものであります。

この基準を策定いたしました経緯につきましては、1ページの上段に記載してあるとおりです。現在、小学校に設置されている遊具は、全部で608基あります。平成26年度の遊具の定期点検におきまして、850ヶ所の修理が必要との報告が出ております。一つの遊具に対して複数の確認ポイントがありますので、1ページの上に書かれて構造部材1084ヶ所とあるのですが、それがそういう理由になっております。設置数掛ける幾つかという形になっておりますので、その1084ヶ所の約八割が修理が必要と報告された結果となっております。

今までの遊具の修理におきましては、学校から要望があった場合に、状況を確認して、緊急性、安全性、そして、予算等も勘案しまして、その都度修理を行ってまいりました。ただし、遊具の老朽化は年々進んでいる状況ですし、厳しい財政状況の中、すべての遊具がこのままでは使えなくなってしまうのではないかと危惧しまして、この度この基準を作ったところでございます。

この基準の4ページから後ろのほうは資料という形になっております。白黒でわかりにくいかもしれませんが、資料1というのが、修繕が必要な箇所の抜粋をしたものでございます。すべり台に関しましては、上のほうに丸印が書いてあるところを拡大すると、接続部分に腐食が見られるということです。ブランコに関してもちょうど一番上の留め具のところ腐食が見られたり、鉄棒においても接続部分のほう、平行棒に関しては、設置の部分に腐食が見られて非常に危険な状態になっているのが現在の状況でございます。

そこで、教育総務課といたしましては、小学校に必要な遊具は何かと、様々な遊具が小学校にあって、一定しているものではありません。様々な遊具がありますので、必要な遊具は何かと検証を行いまして、優先的に修繕を行う遊具とそうでない遊具に分類をしたところがございます。必要な遊具の選定に関しては、基準に戻っていただきまして、2ページから4ページで検証の結果を載せております。大きく2つの視点で検証いたしました。2ページに書いてありますけれども、一つ目は小学校の指導要領に沿っての遊具、そして、二つ目は、低学年の児童に配慮した遊具という形で、2つの視点をもって検証いたしました。検証の結果は3ページに書かれております。中段のところにありますけれども、優先的に修繕を行う遊具は3ページの下のほうに書いてありますが、鉄棒ほか9基、そして、4ページに書かれておりますその他の遊具としては、フライイングロープ他6基といたしました。4ページ以降の資料におきましては、資料2から資料4までがそれぞれの遊具の写真になっておりますので、ご参照ください。また、一番最後のページには、小学校遊具の設置状況一覧をつけております。今後この基準に沿いまして、遊具の修繕を進めていく計画であります。必要な遊具というところをまず優先的に修繕します。その他の遊具とされたものは軽微な修繕にとどめまして、構造的に非常に危険であるという判断が出た場合には、使用禁止、そして、撤去という方針を持っております。撤去するに当たっては、十分に学校と協議をして行いたいと考えております。

校長会の会長にはこの基準のことについては説明を既に行っておりますが、全体の校長会は2月に予定されておりますので、2月に校長会で基準の説明をして、ご協力を仰ぎたいと思っておりますし、年度が明けて4月新しく校長先生が決定した時点で、この基準のご説明をしようと思っております。また毎年度、年度初めには校長会で、遊具に関する説明を継続していこうと考えております。

以上が報告です。

続きまして、議案のご説明をいたします。

まず、議案第48号 都城教育の日の啓発月間、周知月間についてでございます。昨年度都城教育の日を制定いたしまして、今年度はその趣旨を広く市民へ浸透させるための啓発のあり方について検討いたしましたところでございます。

開けていただきまして、年度初めに教育委員会の各課の年間行事の調査を行いまして、シンボルマークの様々な書類等への掲載使用やチラシの配布等を各イベントでお願いしたところです。今後、継続した啓発活動のために、毎年2月を啓発月間として、また、それを挟む1月から3月までを周知強化月間として、特にその間にある行事等で広く市民に周知を図っていきたいと考えております。地域の文化祭とか多くは秋、10月、11月に開催される場所ではありますけれども、年が明けた1月から3月という時期においても、教育委員会でも多くのイベントが開催されます。また、進学とか、就職とか、年明けの新たな抱負を個人個人で何かを始める機会の時期になるという重なりもありますので、都城教育の日の理念をこの時期にこそ浸透させていきたいと考えて、啓発月間、周知強化月間を定めて、来年度以降も継続した啓発活動を行っていきたいと考えております。

続きまして、議案第49号 都城市教育振興基本計画のパブリックコメントの実施についてをご説明いたします。

昨年末に委員の皆様のご意見をいただきながら取りまとめました内容で、パブリックコメントの実施を行いたいと考えております。

ページを開いていただきまして、パブリックコメントの実施予定報告書になっておりますけ

れども、内容といたしましては、計画案の公表方法といたしまして、ホームページでの記載のほか、閲覧箇所といたしましては、総合支所、美術館等の教育機関をはじめ、各小・中学校で行おうと考えております。閲覧に対しましての周知に関しましては、広報都城、フェイスブックへの記載、報道機関への情報提供、教育委員会内の各種委員の周知も図っていきたいと考えております。期間は1月12日から2月10日の30日間を予定しているところです。この結果につきましては、また2月の定例教育委員会で報告をしたいと考えております。

続きまして、議案第50号から第52号になります。この50号から52号に関しましては、関連していますので、その理由等につきましては、一括してご説明したいと思います。

3つに関してなのですが、都城歴史資料館、高城郷土資料館、都城島津邸に関わる条例施行規則、管理運営規則の一部改正を行うものでございます。この3つともにおきまして、主な理由といたしましては、入場料等の免除規定にございます。現在の中では免除のみとなっていたものを減額もできる規定に改正するものでございます。

その理由といたしましては、来館者数の増加を目的といたしまして、昨年度からJAFの会員への優待制度の活用やまた時期を同じくして開催する行事において、回遊性を高めるために半券を持っていけば割引を行うという割引制度を既に行っているものでございます。これの特例措置として、決裁で対応しているところでございますけれども、今後もJAF等の優待制度の活用や回遊性を利用した割引制度を継続して行っていこうと考えておりますので、条例及び規則等の改正を行うところでございます。割引についても、限定された施設だけでしたので、より広く高城郷土資料館等も含めて条例案改正を行うこととしております。

では、議案第50号 歴史資料館条例についてですけれども、新旧対照表がございましたので、そちらをご覧ください。第8条に先ほど説明した現在は免除するだけですので、改正後としては、入館料を減額し、または免除することができると改正いたします。

次に、同じく施行規則ですけれども、ページを開けていただいて新旧対照表をご覧ください。第7条第1項を同様に減額し、または免除することができると改正して、第2項第3号におきましては、それについての関係書類の改正を行っております。条例の一番最後のほうに、様式（第6条関係）を様式（第7条第2号関係）に改正するものがついておりますけれども、これはそもそも現在の条文に間違いが発見されましたので、あわせて修正するものです。新旧対照表の次からは、先ほど申し上げました様式の変更の旧と新という形が続いております。

次に、議案第51号 高城郷土資料館条例については、2枚開けていただいて、新旧対照表をご覧ください。同じく第8条の、特別の事由があるときというのを理由と改正いたしまして、後半の部分は同じで、減額し、または免除することができると改正しております。

同じく施設管理運営規則の改正です。開けていただいて新旧対照表をご覧ください。第6条のところ減額し、または免除することができると改正いたしております。第2項第3号において、関係書類の改正を行っております。合わせて、第7条第2号の文言の修正を行っているところでございます。

最後に、議案第52号 都城島津邸条例について説明いたします。

2枚開けていただいて、新旧対照表をご覧ください。第11条の免除するを、減額し、または免除することができると改正しております。次に、同じく施行規則になりますが、1枚開けていただきまして、新旧対照表の第8条第1項第2号におきまして、書類についての改正を行っているところでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願いします。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねはありませんでしょうか。

名義後援の一覧表の一番上のジュニア英語暗唱大会は何回が出てきたと思うのです。ここで上がってきたということは、それが適合しているという理由は。

○教育総務課長

以前の委員の皆様から、このことについてはご意見がありましたので、今回申請を受けるにあたって参加者の内訳ですが、同幼稚園とか、そこだけによってされているのではないかと話がありまして、その限定は見受けられませんでした。広く一般の方から参加を募っていて、大会が運営されているという確認もとれましたので、今回、引き続き名義後援を認める形にしております。

○小西委員長

一般のジュニア方の大会で、主催がこちらと理解すればよろしいですか。

○濱田委員

議案第48号 都城教育の日啓発月間の周知強化月間について一覧表がございますが、高城は1年間の行事数が7であるのに対して、使用可能な行事数がゼロですし、チラシ配布の数もゼロですが、何か、どうしてこうなるのでしょうか。

○教育総務課長

今、7の行事が何なのかという資料を持ち合わせてないので、お答えできませんので、また、資料をそろえてゼロという原因を含めてお答えしたいと思います。

○濱田委員

2件中2件と、少なくともできるところもあるということですので。

○小西委員長

お尋ねいたします。

今に関連してなのですけれども、そもそもこのシンボルマーク使用可能な行事というものの定義がわかっていないのですけれども教えていただけますか。

○教育総務課長

シンボルマークをチラシだったり、大会の要項だったりというものに掲載するという形ですので、そういうものを作る予定があったりするところはできますと各課がこたえてきていると思います。皆さんにお配りするような書類等がないときには、直接はそれは今のところは使えない、今年度に限ってです。来年度以降に関しては、また改めて積極的に使っていただけるように、こちらのほうからも提案をしていきたいと考えております。

○中原委員

遊具の件についてなのですが、これの業者というのは一律なのですか。

○教育総務課長

遊具の修繕業者は一律ではないです。

○中原委員

取り付け業者も一緒ではないのですか。

○教育総務課長

そうです。取り扱っている業者は複数あります。この修繕の内容によって、塗装業者であったり、遊具の修理の専門業者であったりしますので、そこは市内の登録業者もありますので、

均等性は保って今後修繕のほうは行っていきたいと思います。

○中原委員

色々と点検は見落としがちな分野であります、一業者等々が指定業者であれば、定期点検というのも間隔を短く、例えば2年に一度とかすると、ここまで劣化せずにするのかと思います。

○教育総務課長

定期点検を2年に一度の間隔で行っていたのですが、お金の話をするのは何なのですが、予算範囲内で行っていた理由から、非常に使えない、危険性の高いものは使用禁止にしている遊具を持っている学校もあります。そういう形でどんどん後手後手に回っていた状況でしたので、今年度に関しては、遊具は通常の施設管理の中の修繕の一部として修繕を対応していたのですが、今年度主要事業に上げまして、普通の学校の施設の修繕と同じように定期的に継続的に修繕が必要なところであるという俎上にのせたところです。予算的にも現在は今年度の倍の予算を要求しております。それでもこちらが要求したとおりにというか、その財政状況の中でどうにか遊具の修繕をやっというところで、すべてを既に万遍なく予算をつけていくと、すべての遊具がちょっとずつ劣化をしてしまう。こういう基準を設けて、残しておくべき遊具とか、学校として必要な遊具の部分と必要でないという表現はおかしいのですけれども、そうではないという優先度をはっきりとここで基準を決めまして、学校のほうにもそこは周知を十分図らないといけないと思っているのですけれども、その基準をもとに今後遊具の修繕を行っていきたいと考えております。この基準を設けることによって、担当側としても声の大きいところから優先ではなくて、この基準に沿った形で均等に改修を進めていくことができると考えております。

○中原委員

分析状態ということですね。おそらくこの写真で見ると、非常にかなり老朽化と見えますか、緊急を要する状況に見受けられます。カラーではないので憶測なのですが。保証期間というのはあったように思いますが、今回見直しということで、了解いたしました。

今学校の状況でいいますと、こうした屋外の遊具を果たして児童が利用しているのか、リスクヘッジで先生方は利用していないところが多いのではないかと推測できるのですけれども、もしこれが鉄棒等々であると、こうした劣化部分があるとその機能を有しないということになるかと思えます。鉄棒だけではなくて、すべり台等もしくはブランコも使用できない状況になると、修繕がいいのか、新設、取りかえがいいのかということも、色々と県等、お金こととかはよくわからないのですが、木製品にしてもいいのかどうか、地元産ということで、そういう検討によって、話をして、分析状況ということで理解いたしましたので進めていくと修繕も可能であり、地域に密着した企業等が見込めるのではないかと思います。

○赤松委員

この遊具に関しては、文部科学省は何か安全点検の基準とか、そういったものを定めているのですか

○教育総務課長

安全点検の基準というのは、定期的な検査というのを、文部科学省ではなく遊具のほうの点検で定めていたと思うのですが、今回、この遊具に関しての担当が同席するはずだったので、今席を外しております。

○赤松委員

都市公園の遊具については国土交通省が一定の基準を定めていて、文部科学省はそのことを国土交通省が定めていますから、学校等も参考にしてくださいみたいなそんなことのきまりを受けているのではないかと思っていたのですが。

○教育総務課長

後で担当のほうと話ができるかと思うのですが、文部科学省のほうで遊具については、特に点検だとか記述は、先ほど言われたように国土交通省の遊具の基準、本当は遊具の基準は毎年色々な事故が起こる度に、厳しくなっている状況ではあります。厳しくなった度に適用していくと、なかなか使えない状況になるのは現実です。

○中原委員

例えば、資料4の乗馬シーソーというのは、おそらく各公園は撤去していると思います。こんなに学校に残っていたことにびっくりしたのですが、幼稚園、保育園等でもこれは今使っていけないというものはありません。その時の危険遊具という通知は昔見たことがあります。

○赤松委員

事前に1月定例会議の資料が送られてきましたので、ちょっと調べてみたら、平成26年6月に国土交通省が都市公園における遊具の安全確認に関する指針を出して、それを受けて文部科学省が都道府県あるいは市町村教育委員会に通知を出しているようですが、それであればそういったものを受けながら、直接の管理者である校長は極めてシビアな遊具については、管理責任者として対応しているだろうと考えていますけれども、部分劣化がひどくなるというご事情はご説明いただきましたからよく理解できるのですが、遊具で問題になるのは事故が起こってしまってから後で問題になるということが多いと、過去の報道を聞いて思っているのです。目視、あるいは聴診、打診、色々方法はあるだろうと思うのですが、そういうものも通して、すべて教育委員会が直接お調べになった結果がここに上がっているデータなのですか。

○教育総務課長

今回、定期的な平成26年度の点検は業者に依頼をしましたが、今回すべての遊具の個数、種類はすべて現地に行って担当が見ております。利用状況、どういう遊具に休み時間子供たちが多く利用しているかという状況も確認しております。ここに載っているのは、実際、都城の保育所か幼稚園か小学校の写真、子供たちが遊んでいる状況はどこからか引っぱってきたものではなくて市内の状況ですので、劣化の状況なり、現在の状況は教育委員会としても把握していると考えております。

○赤松委員

そこまで実際に教育委員会が直接、そのものの物件を見て、こういう判断をされているということはすばらしいことだと思って、聞かせていただきました。適切な基準として、今後これが適用されていくと思います。実際、学校現場としては毎年なり、半年に一遍なり、月に一回なり、そういう点検を職員でやっていると思うのですが、そこに対してのご指導は、どのようにしているのでしょうか。目視でわからない部分は数多くありますので、特に劣化がひどくなっている場合には、表面のペンキはきれいに塗ってあっても傷んでいるという場合もあります。実際の安全点検の仕方について、学校現場を校長を通して確実に指導をされると、今後事故が起こってから、教育委員会の管理瑕疵とか、設置瑕疵にならないで子供たちを安全に遊ばせることができるのではないかなと思いました。そのような基本的な考え方に立って、お尋ねしたり、ご意見を言わせていただきました。

○小西委員長

よろしく申し上げます。
ほかにありませんでしょうか。

○赤松委員

議案第49号 資料を事前に送っていただいたので、一応目を通させていただきましたが、これだけ付箋をつけているところがあります。従って、この会が終わった後、最後のご指摘をさせていただいてよければそうさせていただきます。

○小西委員長

それではよろしくお願いたします。
ここまでやりましたので、最高の完璧なものをよろしくお願いたします。
パブリックコメントの実施予定というところで、公表の方法というところで、美術館、島津邸、歴史資料館、各小・中学校とありますが、この中で図書館はないのですね。

○教育総務課長

図書館とは上の①のところに。ちょっとわかりづらいのですけれども、1番は、ここで資料も閲覧して、意見箱も置いて、そこで意見を入れられる場所が1番です。2番は広くお知らせだけをする場所、1番の場所で意見は入れられますというお知らせを2番で。ほかの学校では意見は出せないのですけれども、小・中学校でも一部ずつお借りして、こういう場所で意見が入れられますというお知らせをします。

○小西委員長

指定する場所とお知らせの場所との区別がここでついているということですね。
わかりました。ありがとうございます。
ほかにありませんでしょうか。

それでは、教育総務課長より説明いただきました報告第101号、102号を承認させていただきます。議案の第48号、49号、50号、51号、52号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、議案第60号を美術館長にご説明お願いたします。

○美術館長

それでは、議案第60号 平成28年度都城市立美術館作品収集委員会への諮問についてでございます。

作品収集委員会につきましては、年1回、毎年2月上旬に開催しております。収集委員については、関係資料につけております福岡市の文化政策アドバイザーの安永幸一先生、元県立美術館顧問の土屋公雄先生、宮崎大学の教育学部教授であります石川千佳子先生、3名にお願いしております。

今回、収集委員会のほうで諮問予定の作品につきましては、旧青木画材店が所有していた山田新一の作品をテレビ宮崎が購入いたしまして、昨年、瑛久の作品を同じくテレビ宮崎から寄託いただいておりますその残りの山田新一分ということで、今回審議するところです。山田新一の油彩画9点、それと、岡野耕三 コンポジション13という作品につきましては、昨年、都城出身の芸術家であります又木啓子さんから寄託ということで、一度収集委員会にかけて承認はいただいているのですが、その後、寄託ではなくて市に寄贈したいという申し出の変更がありまして、再度寄託から寄贈への変更ということで、岡野耕三さんの作品2点と計11点を諮問するものです。

以上です。

○小西委員長

ありがとうございました。

6番目の山田新一さんの湖上客船というのは、いつも常設展で見せていただいている湖上客船とは同じ題で違う作品なのですか。

○美術館長

サイズの小さいサイズで、60センチ掛ける40センチぐらいの大きさなのですけれども、うちが所蔵している湖上客船というのは、第4回の日展で山田新一が最高賞を受賞したときの作品で、一番評価の高い作品で、それを描くに当たって山田新一が習作として、色々な角度で描いたというか、うちが持っているものは後ろに客船が遠目で映っていて、デッキに女性が二人寄りかかっている構図なのですが、男性がいたり、女性の向きが違ったりとか、何種類かありまして、そのうちの一点ということになります。

○小西委員長

タイトルは全部同じだったのですね。

○美術館長

そうです。

○小西委員長

わかりました。ありがとうございます。

それでは、議案第60号を決定させていただきます。

○小西委員長

議案第56号、57号、58号、59号を文化財課長よりお願いいたします。

○文化財課長

最初に議案第56、57、58号は、いずれも大島畠田遺跡歴史公園関連の3議案であるために、一括で説明させていただきます。

平成10年に国指定遺跡となりました大島畠田遺跡を保存しまして、広く市民に公開し、貴重な郷土遺産として活用するため、平成26年から整備を進めてまいりました大島畠田遺跡歴史公園が、本年度3月末には整備が完了する見込みでございます。このための供用開始にあたりまして、歴史公園として条例の制定を行い、開園後の効率かつ安全な利活用を促進するために必要な事項を定めるものでございます。

まず、本体でございます二番目の議案第57号 都城市大島畠田遺跡歴史公園条例の制定についてをご覧ください。3枚目に、都城市大島畠田遺跡歴史公園条例を載せております。この大島畠田遺跡歴史公園は、都城市都市公園以外の公園条例というのがありますけれども、それに規定する公園と類似する公園であることから、その条例をほとんど準用しております。

条例の第1条は、国指定遺跡大島畠田遺跡を保存し、広く市民に公開することにより、郷土愛の醸成に寄与するため、大島畠田遺跡歴史公園を設置することを規定しております。第2条では、公園の所管及び管理運営は、教育委員会が行い、設置目的に応じた効率的な管理をすることを定めております。3条、4条は教育委員会としての行為の制限、占用の許可の方針について定めております。5条では、公園内での禁止事項、6条以下10条までは専用許可の取消しとか、行為の禁止及び制限、監督処分の内容、現状回復の義務等を定めております。第11条以下、14条までは、占用料の納入方法と損害賠償、罰則を定めて、不正な故意または過失による損傷等に対する既定を設けております。第15条は管理に関する所要事項については、

規則で定めることを規定しております。附則においてこの条例は、平成29年7月1日から施行するとしております。

理由といたしまして、3月末に園内工事の分が完了予定でございますけれども、芝生、植栽等が定着するまでということで、一応3ヵ月の猶予をみて、7月1日から施行することにしております。

以上が大島島田遺跡歴史公園条例の各条項についてのおおまかな内容でございます。この条例案は、今回、審議いただきまして、3月定例会に提案予定としております。

続きまして、この条例の中の第11条で、占用料の納入について規定しております。最初の議案第56号 都城市大島島田遺跡歴史公園条例の制定に伴う占用料の使用料等審議会の諮問について、この占用料を定めることで、使用料等審議会に諮問をお願いしております。

なお占用料を徴収する物件につきましては、主に電柱、電話柱、自動販売機を想定しております。占用料の金額につきましては、最初に申しましたとおり、大島島田遺跡歴史公園が別にごございます都城市都市公園以外の公園条例に既定する公園と類似する公園であることから、その条例の規定を準用いたしております。簡潔に申しますと、都城市内の他の公園で徴収する占用料と同条件、同額での占用料となるように規定しております。

以上のような内容で使用料等審議会の諮問となります。

3番目の議案第58号 都城市大島島田遺跡歴史公園条例施行規則の制定についてですが、この歴史公園条例の施行に伴うことで、管理に関する所要な事項につきまして必要な事項を定めるための規則でございます。主な内容は、条例で規定しております工作物等、これは放置自転車、放置自動車などがございますけれども、この保管の方法、処分、返還の方法、また、条例で規定しております許可申請、減額、免除申請等の諸様式を定めております。

以上が、都城市大島島田遺跡歴史公園条例管理の内容でございます。

最後に、議案第59号 都城市歴史資料館資料取り扱い要項の一部を改正する告示について説明させていただきます。

都城市歴史資料館資料取扱要綱の各申請書様式を精査しましたところ、重複する内容があったため、この取扱要綱で定めております資料館内利用許可申請書、撮影許可申請書、資料館外貸出許可申請書の一部を改正するものです。

改善内容を具体的に申しますと、写真、ビデオの撮影に関し、それぞれの許可申請書に項目が記載されていましたがものを撮影許可申請書に一本化し、わかりやすくいたしました。

以上が、都城市歴史資料館資料取扱要綱の一部改正の主な内容でございます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

○小西委員長

ありがとうございました。

お尋ねがありましたらどうぞ。

議案第56、57、58、59号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第105号、106号、議案第55号を生涯学習課長よりご説明お願いいたします。

○生涯学習課長

報告案件に入ります前に、一言お礼申し上げます。

このたび4日の成人式にご出席いただきまして、成人証書の授与と式辞をいただき、誠に有

難うございました。また、1月20日と21日の視察研修もどうぞよろしく願いいたします。

それでは、報告第105号 平成28年度都城市社会教育振興大会開催要項の制定について御報告いたします。

開催要項をご覧ください。市民一人ひとりが、生涯学習への理解を深め、市内のそれぞれの社会教育関係団体等の社会教育活動を通じて、地域づくり、まちづくりへ取り組む意識を高めることを目的に、市社協連との主催で、毎年度要項を定め開催しているものであります。大会の内容といたしましては、市の社会教育功績者及び社会教育関係優良団体の表彰のあと、事例発表、パネルディスカッションを行う予定でございます。

事例発表につきましては、地域づくりと友愛活動の取り組みについて、高崎地区割付高齢者クラブ会長海老原孝幸氏と真方初美氏に発表していただく予定でございます。また、パネルディスカッションにつきましては、豊かな人生を送るためのいきがづくりをテーマに、市内で活動されている各団体関係者や小西委員長にもパネリストとしてご参加していただくことになっております。どうぞよろしく願いいたします。

次に、報告第106号 平成28年度第3回都城市高齢者学級振興大会開催要項の制定についてご報告いたします。

開催要項をご覧ください。市内15地区にある高齢者学級生を対象に、高齢者学級の内容充実を図るとともに、学級生が自ら学ぶ意欲を高めることを目的として、毎年度要項を定めて開催しているものでございます。今年度は2月22日水曜日、午後1時半から都城市ウエルネス交流プラザで開催いたします。大会の内容といたしましては、高齢者の生きがいをテーマに、山田地区高齢者学級による実践発表、高城地区高齢者学級による踊りの学習発表の後、都城市在住で、2016年にみやこんじょ大使を拝命されました相良照代氏にご講演いただく予定となっております。

次に、議案第55号 都城市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要項の一部改正についてご説明いたします。

別紙資料の設置要項の新旧対照表をご覧ください。今回の主な改正点としましては、第3条第1項を現状に即した形、現在も教育委員会が委嘱し、または任命しておりますので、文言の整理を行いました。また、同項8号において、市民とありますが、放課後子ども総合プラン運営委員会では、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的または連携して実施するための協議が主な内容となっております。

このように、運営委員会の目的が広く市民から意見を求める場となっていないため、運営委員会の構成員から市民を削ります。また、現在規定している構成員以外の者を必要に応じて、教育委員会が委嘱できるものとするため、前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者を新たに設けるものでございます。また、その他の条項につきましては、文言の整理をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○小西委員長

お尋ねはがありましたら。

○濱田委員

放課後児童クラブと放課後子ども教室は、文部科学省と厚生労働省の国の段階でのこちらで一緒にするという点に関して、国の方はどのようなスタンスなのでしょう。

○生涯学習課長

一緒にするというのは、プラン運営委員会につきましては、文部科学省の管轄でプランを作っております。その中で、一体型というのは、同じ学校で児童クラブと子ども教室がある形です。連携というのは、子供教室が行う土曜日とか、夏休みとか月何回か一緒に体験活動を行うというのは、連携型なのですけれども。

○濱田委員

それは、市が独自にやっているわけではないですね。

○小西委員長

確認しますが、社会教育振興大会にパネリストとして昨年も参加させていただいたのですが、今年も依頼があったわけですけれども、3月ですから、教育委員長というのはいりませんので、2月に改選がありますから。

そのときのテーマをまだ具体的にいただけていないのですけれども、せつかく教育委員会を代表してという形でありましたら、テーマに沿った提言とか、資料とかいただければ幸いです。

昨年は、学校運営協議会がテーマでしたので、資料いただいてまとめますので、次回よろしくお願いします。

○濱田委員

放課後児童クラブの件なのですが、これは運営にあたって、よくボランティアの方がいられて、子どもたちに教えることを結構されていると思うのです。

○生涯学習課長

放課後児童クラブのほうでしょうか。

○濱田委員

放課後児童クラブだと思います。私たちの高専は出前授業とか呼ばれていく教員がいるのですが、実験をやったりするのですけれども、そういうものがどこら辺まで市が把握しておられるのか。どういうボランティアがここに入ってきているのか。

○生涯学習課長

放課後児童クラブは、保育課の管轄でございますが、委託と直営がございます。保育園とか、幼稚園とか、あとはNPOに委託している場合はすべてのことは把握できていないところです。事業計画とか、事業施策は市が委託しておりますので出てくるのですが、どういうボランティアの方が関与していらっしゃるのか、細かいことについてはすべての把握はしていないかと思っております。

○小西委員長

やはり、把握が必要なですね。

○濱田委員

我々の内輪の話なのですが、そういうことをお願いされて行くわけですけれども、そこだけの話で終わっていいのかという、貢献のつもりもあるので、どこかでスタックされているとか...

○生涯学習課長

また2月にプランの運営委員会がございますので、今日出られたご意見はそちらのほうで反映させたいと思います。

○小西委員長

できれば大切なことだと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんでしょうか。

それでは、報告第105号、106号を承認させていただきまして、議案第55号を決定させていただきます。

○小西委員長

それでは、報告第103号、報告第104号、議案第53号、議案第54号を学校教育課長よりご説明いただきます。

○学校教育課長

報告第103号でございます。平成29年度都城市小中学校の入学式の期日についてでございます。

これにつきましては、都城市立学校管理運営規則第15条の規定に基づき、都城市立小中学校の入学式の期日を下記のとおり定めたいので、ご報告をいたします。小学校ですが、4月11日火曜日、中学校がその前日の4月10日月曜日になります。

報告第104号でございます。平成28年度都城市就学指導委員会答申についてでございます。

一枚めくっていただきまして、報告資料が出てまいると思います。報告でございますが、1概況につきましては、申し込み数が108名、うち就学相談の実施者が96名、昨年比からしますと22名減という形になっております。

就学指導委員会の専門委員、担当者による幼稚園、保育園、認定こども園等の訪問を行っております。これは、夏・秋の就学相談前に行っております。そして、第1回の就学指導委員会の専門委員会が6月24日に開かれ、夏の指導委員会が8月1日から8月25日まで、秋が10月14日から10月31日まで行いました。第2回の就学指導委員会11月15日に集まっていたいただきまして、このように答申を受けたところでございます。

現時点での就学予定状況でございます。きりしま支援学校 適が男女合計しまして5名、さくら聴覚支援学校テキが3名、知的障がい特別支援学級 適が10名、自閉症情緒障がい特別支援学級 適が16名、通常の学級 適が61名、継続審議要項検討が1名、合計96名になっております。

では、就学指導委員会の答申と保護者の意向の違うケースが3件ございましたので、ご紹介しておきます。

Aさんは、就学指導委員会答申は保留、保護者の意向は自情学級へということでございますが、この子に関しましては、1月24日、国立東病院受診後に決定いたします。

続きまして、Bさんでございますが、就学指導委員会の答申は通常、保護者の意向は自情学級ということでございますが、これは診断名がないということ等で通常という判断をしたようでございます。しかしながら、この子は4月から転居する予定になっております。今現在、転居先の教育委員会とやりとりをしながら、進めているところでございます。

Cさんでございます。就学指導委員会の答申が自情学級、保護者の意向が通常学級でございます。自閉症の傾向が強いお子さんでございます。それでありながらも、保護者が通常学級を希望しているところでございます。この子につきましては、来週に相談が入っております。お兄さんがいるのですけれども、お兄さんにつきましては、保護者も自情学級に入れるという意向が固まりつつあるということでございます。今現在、都城市こども発達センターきらきらと色々とタイアップしながらやっているところでございます。今現在ネックになっているのが、

この子のお父さんとおばあさんの方が反対をされていて、お母さんが板挟みになっていらっしゃる状態でございます。

今後の流れとありますけれども、この答申を受けまして、今月1月に審議結果を文書で送付いたします。本日送付の準備が整ったところでございます。そして、保護者への小学校入学の期日等の通知を1月31日までに済ませたいと思います。2月から3月にかけては、就学予定先の小学校長と保護者で就学について確認をしていただくということと、第三回の就学指導委員会が控えておりますが、これは保留ケース等についての審議を行うということでございます。

その他で書いてあるのですけれども、就学時健診を別に行っていますけれども、知能検査の結果が低かった児童や特に集団の中での活動に不安のある幼児などについては、教育委員会から保護者へ就学相談を進めて、そして、適正な就学先について協議をしているところでございます。

議案第53号でございます。学校医の委嘱についてでございます。

都城市立学校管理運営規則の第38条第3項の規定により、下記のように学校に委嘱したいと考えております。委嘱者は野口晴司先生でございます。委嘱校は沖水小学校、委嘱期間は本年、平成29年4月1日から平成30年3月31日まででございます。理由は、沖水小学校の学校医花房明憲先生から、昨年、平成29年3月31日付で辞退する旨の届け出が10月19日に提出されました。委嘱在任期間を後任の先生に委嘱するというところでございます。

議案第54号についてでございます。都城市就学援助規則の一部改正についてでございます。

この改正につきましては、下のほうに書いてありますように、経緯といたしまして、個人番号にひもづく特定個人情報については、住民票関係情報を除いて、都城市行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用に関する条例に規定するだけでははく、特定個人情報を求めることの根拠を事務規定の中で明記することが求められているため、就学援助申請及び変更における必要な添付書類を明記するものでございます。資料として、同時に改正する都城市行政手続における特定の個人を識別するための番号利用に関する条例及び同規則についてもあわせて添付しているところでございます。

では、内容についてお話しします。

一枚めくっていただいたところに、改正する規則について書いてあるのですが、ここですと非常に説明がしにくいですので、もう一枚めくっていただいて、新旧対照表でご説明いたします。

まず、大きく変わるところが第6条でございます。

第6条は、今まで就学支援を受けようとする者は毎年度別に定める期日までに、就学援助費受給申請書により、という形でこの申請書を出すという形でございます。それが、マイナンバーを使う関係で、様々なものがマイナンバーの情報に付随されてうちに送ってくるわけでございます。そのマイナンバーの情報をどう扱うかということをきちんとこちらの内規で示しておかないといけないということでございます。ですので、今から読み上げますように、次に上げる書類を添え、その児童・生徒の在籍する学校長を経由して委員会に提出しなければならないところに規定をさせていただきますが、マイナンバーの条例のほうで、この提出をマイナンバーにかえることができるとうたっております。

では(1)から説明いたします。

第6条(1)でございますが、承諾書兼預金口座開設届、(2)世帯の収入がわかる証明書類、

(3) 児童扶養手当証書の写し、(4) 非課税の年金の給付額がわかる書類、ページをめくりまして(5) 失職していることを証明する書類、(6) 所有する資産の購入額及び名義等を証明する書類、これにつきましては自家用車とか、住宅の購入にあたります。(7) 全各号に上げるもののほか、委員会が特に必要と認める書類となっております。これらのことがマイナンバーで一括してこちらのデータが送られてくるということです。

そして、大きく変わりますが、第9条でございます。これにつきましては、変更が生じたときには、それぞれの各項にあらわれているものについての変更を処理した場合には、きちんと知らせていただきたいという旨のことが書いてあります。そして、その後につけてあるのが、それぞれの書類なのですが、実際には、新旧として、このようにたくさんの書類になるわけですけれども、マイナンバーを使えばこれはいらないということになります。その書類の後に資料としまして、マイナンバーに関する条例が記載されております。

以上でございます。

○小西委員長

ありがとうございます。

○濱田委員

第6条というのは、こういう書類をこれまでは出していたということですか。

○学校教育課長

これまでは、教育委員会が判断いたしまして、所得がわからない方については、所得の証明はその事業所に出していたのですが、そういう書類はつけていただいていたのですけれども、例えば、車の購入をいたしましたというのは、自己申請的なところもあるのですが、そしたらお幾らの車をご購入ですかというので、それで点数が決まっています、これだと受給できませんという話になったりしていました。

ただ、子供さんが沢山いたりして、もともと点数が低いのですけれども、お子さんと一緒に過ごすためにアパートではもう住めないということから、住居を買ったのだという方がいらっしゃるのですが、その時にはかなり議論をいたしまして、本人にも来ていただいて、今の状況等、そして、ご主人が2ヵ月前に申請された後なのですけれども、職を失っていらっしゃるということがわかりまして、それで認めたケースもございます。

○濱田委員

それが今までのやり方ですね。

○学校教育課長

そういうやり方です。

○濱田委員

そのために幾つかの資料が必要であったものをマイナンバーで代替できるということなのですね。

○学校教育課長

なお、マイナンバーを使いたくないという方がいらっしゃると、この書類を出していただかないといけなくなってしまいます。

○教育長

マイナンバーを使うことができますというのは、どこかに書いてあるのですか。

○学校教育課長

マイナンバー条例のほうに書いてあります。

この条例に今回、本件が入ったことによって、条例を改正していただくのですけれども、その中に掲げてあります。

○小西委員長

基本的なお尋ねなのですけれども、申し込みの方があって、受けられる方も確実になるまではどのくらいなのか。申し込まれて、調べられてOKが出る方の割合は、年々違うと思いますけれども。

○学校教育課長

ざっくりでございますが、ほとんどの方が認められる状況にはあります。

○赤松委員

来年度の入学式の期日については、先ほどのご説明でわかったのですが、今年度の卒業式はお聞きしましたか。教育委員会でおっしゃることではないかもしれませんが、卒業式はいつになるのでしょうか。

○学校教育課長

まず、中学校の卒業式と笛水小中学校は一緒ですけれども、3月16日木曜日になります。そして、小学校の卒業式でございますが、3月23日木曜日でございます。

○小西委員長

前も伺ったかもしれないのですが、議案第53号の学校医の委嘱について、よく辞退されて残り期間を交代されるケースがよくあるのですけれども、辞退される理由というのは大体どういう理由なのでしょう。こちらでは書いてはいないのですね。

○学校教育課長

今までの大体の理由、野口先生の場合は私もよく存じてはいないのですけれども、今までの場合は廃業される場合が多かったです。野口先生は廃業という話は聞いていませんので、今回のことについては確認はしておりません。

○教育長

個人番号のところで、1から7まで、これすべてが個人番号でとれるということですか。

○学校教育課長

1から6までです。

○教育長

そうすると、受給したい、申請をしたい人への説明はどこかでやるわけですね。これから個人番号を利用して必要な書類を申請していただくなくても、こちらのほうから内容を見えますということがあるわけですね。そうすると、そのことを担保する文言なり、何か書類があるのですか。

○学校教育課長

個人のマイナンバーの番号を書きいただかないといけなくなります。書きいただく時に、今度は条例に関わってくるのですけれども、こういう事務で伝えますという形で出てくるのですけれども、2ページになると思いますけれども、出さないという方もいらっしゃるかもしれませんが、条例のほうの2ページですが、特定の個人情報の提供という欄が第5条、ここが下線部分のところは教育委員会が求める根拠になるところでございます。

○教育長

個人情報を見てもいいですよという時に、個人番号を出すわけでないですか。逆に、余計なものも見れるわけでしょう。見ていけないわけだけど、個人番号というのはそれに紐ついて

のは全部、基本的には見れるわけですね。

○学校教育課長

これしか見れないように、きちんと設定してあります。

○教育長

それをきちんと相手に説明をしておかないと、それで了解しましたというものがないとまずいのではないかと思います。この番号で、色々なものが請求できるわけではないですか。そうすると、個人のプライバシーが見えてしまうことになるので、どこまで担保するのかということを書いた書類、これとこれを限定してという了解をとることは必要ないのですか。

○教育総務課長

申請書の書式の上でそれをうたうかどうかですね。

○教育長

申請書にどう書いてあるかわからないけれども、そういうものがあるのではないかと思います。ただ、これからはそこはデリケートな問題になると思うから。

○学校教育課長

そのところはまた持ち帰りまして、係とちゃんと解明させていただきたいと思います。

○赤松委員

これは、課長にお尋ねすることではないかもしれないけれども、預金口座開設プログラムなるもののデータまでマイナンバーでわかるのですか。特定のある銀行が、自分のマイナンバーを知らない限り銀行は把握のしようがないと思います。

○学校教育課長

これは、承諾書兼というものです。お金が入ってくる場所です。つまりは、現金を渡しませんので、その口座に市から入っていくというので、開設をしてもらわないといけないのです。

○赤松委員

就学援助費を銀行に振り込んだりする場合ですよ。マイナンバーでそれが全部わかってしまうということであれば、銀行はその方の口座の番号を知らない限り、自動的に入ることはないわけですよ。だから、マイナンバーで口座が自動的にわかってしまうということでしょう。マイナンバーを銀行に教えていない人がほとんどではないかと思います。よくわからないのですけれども。

○教育総務課長

どういう形で使われるのかはわからないのですけれども、ほかの児童手当の情報をマイナンバーの中でこちらで確認をするということになっているのです。児童手当の中に振り込み口座も既に登録されていると思うのです。児童手当は全部振り込みですので、その情報を使うという形になっているのか、教育長が言われたように、どこまでというあたりが明記をされていないと、説明をするだけで感じますけれども、既に登録をされている口座をその他の申請でも登録しているところの口座を使うという意味であれば、それはできます。すべての個人口座をマイナンバーで管理しているとは考えられないです。ほかの手当等の振り込み口座等は児童手当で見れる形になっています。

○赤松委員

児童扶養手当の口座をここで使うことで、それを届けてあればOKだということですよ。

○学校教育課長

実際には、届け出書あたりが、昔から使っている、これが校長先生の手元に行って判断をす

るというようなものでございますけれども、この中にはマイナンバーを使うというのが間に合っておりませんので、そういうことで、様式も変わってくると思います。

○赤松委員

口座をあらかじめ、児童扶養手当の口座できちんと市が把握している部分についてはOKというのわかる気がします。

○教育総務課長

児童扶養手当ですから、全員ではないですね。

○小西委員長

再度お尋ねしますが、議案第54号は都城の制度なのですか、それとも全国的な規則の中で、都城もやるということなのでしょうか。

○教育総務課長

就学援助費というのはやっていない市町村はないと思いますので、すべてあるのですけれども、条件は微妙に違うと認識しております。

○教育長

マイナンバーでやっているかどうかというのは、わからないわけですね。

○学校教育課長

まだわかりません。

○教育長

都城市が上のほうの条例で、色々なことをマイナンバーを使ってやるということを条例で決めているわけです。その一端として、これもそうするということですね。

○赤松委員

事務の効率化という視点なのでしょうね。

○教育長

まだ色々な問題があるので、そういうふうにしていない市町村もあると思います。

○小西委員長

マイナンバーの件は、いつも議会で聞いておりますけれども、それが決まったということは、知らなかったです。

○教育長

上の条例は通ったのですよね。

○小西委員長

こちらは今度議会にかかるわけなのですね、議案ですから。

○学校教育課長

また条例の変更を求めていきます。規則を作らないと、マイナンバーを利用できないわけになっています。どのように使うかということをきちんと定義しないと。

○教育長

これはあくまで、使わない方向もあるということですね。

○学校教育課長

そうです。ですので、すべての書類が用意してあります。

○赤松委員

そのへん明確にならないと。

○教育長

そこらへんをどのように相手に言うのか。

○小西委員長

よろしいでしょうか。

○赤松委員

教育長が質問されたこととか、今回どうしてもここで決めておかなければ、4月からまずいのですか。

○学校教育課長

このことをもとにして条例の改正を進めていますので、条例の改正は3月議会に出します。2月はあと1ヵ月余裕があります。

○赤松委員

疑問のところが解消されなければ、私どもがOKですと判断できないことになります。そうでないと皆さん納得なさらないでしょうから。

○小西委員長

それではよろしいでしょうか。1ヶ月いただいて、理解できる範囲で。

○赤松委員

教育長がおっしゃったように、ちゃんと見えていたほうがいいと思います。

○教育総務課長

今回の学校教育課が議案として出したのは、そもそものではなくて、就学援助規則の一部を改正するものの中に、提出書類として規定をしたということでありまして、これに関してマイナンバーを使う、使わないというのは、直接はこの規則の改正は見えてこないわけです。今までは提出書類は別要項で定めていたものを規則の中に明示したと。これをもってマイナンバーの、問題のほうの条例改正につながっていく形になるわけです。今回のこの規定に関しては、まず、規則に確実に提出書類の文を盛り込んだという内容になっております。ただ1点が、申請書にマイナンバーを使うというのは、この規則の中でどこでわかるのかというのが1点わからないので、そこだけを説明すればいいのかなと思います。

○小西委員長

今回に関しては、今のご説明を受けて、それぞれが理解をして、2月に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたしました。

○学校教育課長

それでは、実際に申請する方のフローチャートみたいなものをつくってくるとよくわかるかなと思いますので、そういう形でお示しさせていただきます。

○小西委員長

これは使う方の申請書の説明、フローチャートみたいなものを管理して、2月の定例委員会で、まだ3月議会に間に合うそうですので、もう一度お手数かけますけれども、そういう形でさせていただくということでよろしいでしょうか。

それではそのようにさせていただきますして、報告第103号、104号を承認させていただきますして、議案第53号を決定させていただきますして、議案第54号はもう一度、2月に確認させていただきたいと思いますので、議案第54号は継続審議でよろしく願いいたします。

11 その他

○2月定例教育委員会日程について

日程 平成29年2月17日（金）13：00から
会場 南別館3階第2会議室

以上で、1月の定例教育委員会を終了いたします。

この会議録は、真正であることを認め、ここに署名する。

署名委員

署名委員

書 記

委員長